

子育て世帯の町営住宅等への入居を支援します！ (町営住宅等子育て世帯移住定住支援事業)

町への子育て世帯の移住及び定住を促進するため、町営住宅又は特定公共賃貸住宅に入居する子育て世帯を対象に、行政ポイント(たてポカードのポイント)を付与します。

子育て世帯とは・・・

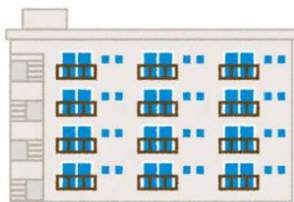
交付申請をする年度の3月31日において、**18歳以下の者**がいる世帯又は**母子手帳の交付を受けている者**がいる世帯

■対象者

- ・子育て世帯であって、町営住宅又は特定公共賃貸住宅に入居するため、令和2年4月1日以後に入居決定通知を受けた者であること。
- ・世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- ・世帯員に暴力団員がいないこと。
- ・世帯主が、過去にこの支援事業による行政ポイントの付与を受けたことがないこと。

■ポイントの付与数

町営住宅・特定公共賃貸住宅の家賃の9割相当 /月



※最長48か月

(ひとり親家庭や両親以外が
児童を養育する家庭は72か月)

※1,000ポイント未満の端数がある場合は切り捨てます。
※加盟店で1ポイント=1円として使うことができます。
※入居要件を超える収入等がある場合、付与ポイントが少なくなる場合があります。

■注意事項

- ・たてポカードの入会申込みが必要です。
(既にたてポカードをお持ちの方は不要です。)
- ・行政ポイントの付与は、付与を決定した日の月の分から算定します。
- ・行政ポイントの付与は、年2回(4～9月分、10～3月分)行います。
- ・付与対象となる要件を欠いたときは、要件を欠いた月の前月分までの付与となります。
- ・立山町新婚世帯新生活支援事業補助金との併用はできません。
(立山町新婚世帯新生活支援事業補助金で賃料(家賃)を補助対象経費とする場合)

■お問合せ

〒930-0292

富山県中新川郡立山町前沢2440番地
立山町役場 企画政策課 まちづくり係
電話：076-462-9980(直通)

手続きの流れ

町営住宅又は特定公共賃貸住宅に入居

ポイント付与申請書類の提出

【提出書類】

- ①行政ポイント付与(更新)申請書(様式第1号)
- ②町営住宅又は特定公共賃貸住宅の入居決定通知書の写し
- ③世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載があるもの)
(※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの)
- ④申請しようとする年度の町営住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃がわかるもの
- ⑤児童及び児童の父又は母の記載のある戸籍謄本(ひとり親世帯の場合)
(※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの)
- ⑥母子健康手帳(妊婦の場合)
- ⑦その他町長が必要と認める書類

申請書類の審査

ポイント付与決定・通知

ポイント付与の請求

【提出書類】

- ・行政ポイント付与請求書(様式第3号)

4～9月分：9月1日から9月末日までに提出
10～3月分：3月1日から3月末日までに提出

請求内容の審査

ポイント付与 ※年に2回支払い

更新の手続き

行政ポイントの付与が開始された翌年度以降も引き続き付与を希望する場合は、**毎年度4月末日**までに更新申請が必要となります。

【提出書類】

上記提出書類の①、③～⑤、⑦